

生駒市訓令甲第1号

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第1条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「人権文化センター」の次に「、男女共同参画プラザ」を加え、「学校給食センター、男女共同参画プラザ」を「学校給食センター」に改める。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第2条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表市長公室部会の項中「議会事務局長」の次に「、市長公室次長」を加え、「広報課長」を「広報広聴課長」に改め、「、市民活動推進課課長、議会事務局次長」を削り、同表企画財政部会の項中「総務課長」を「企画財政部次長」に、「防災対策課長」を「総務課長、防災対策課長」に改め、同表市民部会の項中「、人権文化センター所長」を削り、同表福祉健康部会の項中「、福祉健康部次長」を削り、同表都市整備・開発部会の項中「開発部長」の次に「、都市整備部次長」を加える。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第3条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)

)の一部を次のように改正する。

別表市長公室部会の項中「議会事務局次長」の次に「、市長公室次長」を加え、「広報課長」を「広報広聴課長」に改め、「、市民活動推進課課長、議会事務局次長」を削り、同表企画財政部会の項中「総務課長」を「企画財政部次長」に、「防災対策課長」を「総務課長、防災対策課長」に改め、同表市民部会の項中「、人権文化センター所長」を削り、同表福祉健康部会の項中「、福祉健康部次長」を削り、同表都市整備・開発部会の項中「開発部長」の次に「、都市整備部次長」を加える。

(生駒市広報事務取扱規程の一部改正)

第4条 生駒市広報事務取扱規程(昭和52年4月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第3項中「広報課長」を「広報担当課長」に改める。

第4条中「広報課長」を「広報担当課長」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項中「広報課長」を「広報担当課長」に改める。

第7条中「必要があるとき」を「必要があると認めるとき」に、「広報課長」を「広報担当課長」に改める。

第8条中「広報課長」を「広報担当課長」に改める。

第9条第2項中「広報課長及び市民活動推進課長」を「広報担当課長及び自治会担当課長」に改め、同条第3項中「広報課長」を「広報担当課長」に改める。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第5条 生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「、議会事務局次長」を削り、同条第11号中「人権文化セ

ンター所長」の次に「、男女共同参画プラザ所長」を加える。

第5条第2項中「課長専決に係るもの」の次に「（1件20万円以上のものに限る。）」を加える。

第8条第1項第1号中「並びに契約の締結」を削る。

第10条第1項第12号中「並びに契約の締結」を削り、同項第17号を削り、同項第18号を同項第17号とする。

第22条（見出しを含む。）中「広報課長」を「広報広聴課長」に改め、同条に次の1号を加える。

(2) 市政に関する陳情及び要望のうち、軽易なものの処理に関する事

第24条第2号を削る。

第31条の次に次の1条を加える。

（男女共同参画プラザ所長の専決事項）

第31条の2 男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画プラザの維持管理に関する事

第32条に次の1号を加える。

(11) 軽易な企業誘致、企業立地施策の企画及び調整に関する事

（生駒市被服貸与規程の一部改正）

第6条 生駒市被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「検査係」を「契約係」に改め、「商工観光係」の次に「及び企業立地推進係」を加え、同表第6項中「広報課」を「広報広聴課」に改める。

別表第2中「商工観光係」の次に「及び企業立地推進係」を加える。

（生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正）

第7条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成7年2月生駒市訓令甲

第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「生涯学習部長」を「市民部長」に改める。

第5条第3項中「生涯学習課長」を「人権施策課長」に、「生涯学習課課長補佐」を「人権施策課課長補佐」に改める。

別表中「広報課」を「広報広聴課」に、「北部開発課」を「地域整備課」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。